スタートアップ資金融資

1 目的

地域経済の活性化に資するため、創業者等に対し、事業に必要な資金の貸付けを行うことを目的とする。

- 2 融資対象者
 - ・納期の到来している市税を完納していること

(個人事業主で、事業所や店舗は市内であるが、住所は市外である場合については、商工課にご相談ください。)

- 次のいずれかに該当する者
 - (1) 新たに事業を開始しようとする者(創業から5年未満の者も含む)
 - (2) 既に中小企業である者から事業を承継する者 又は既に中小企業者であって新たな分野の事業に進出しようとする者
- 3 資金使途 運転資金 設備資金
- 4 融資限度額 2,000万円以内
- 5 融資期間 10年以内(1年以内の据置可)
- 6 融資利率 (固定金利)

(一般)

(特定創業支援事業を受けた方)

5年以内

1. 7%以内

1. 5%以内

5年超~10年以内 1.9%以内

- 1. 7%以内
- 7 信用保証 必要に応じて、信用保証を付する
- 8 返済方法 元金均等返済又は一括返済

ただし、元金一括返済の場合は、借入期間を1年以内とする。

- 9 保証人及び担保 必要に応じて
- 10 申込の際に必要な書類(金融機関に提出する書類)
 - 融資申請書(第1号様式)
 - ・ 登記簿謄本(法人)又は住民票(個人)
 - 納税証明書
 - ・ 許認可等を必要とする業種はその許認可証の写又は所得見込を証するもの
 - ・ 事業計画書(代表者の略歴・事業実施体制・事業実施計画・収支計画等)
 - 設備資金の場合は見積書等
 - 須賀川市創業支援事業計画に基づく特定創業支援事業による支援を受けたことの市の証明書を有する場合は、その証明書
 - ・ その他必要書類
- 11 補助制度

信用保証料補助(35万円限度額)、利子補給(年利率1%相当額を5年間補助)が適用されます。

スタートアップ資金融資の利用方法

1 利用実績の確認

補助実績、利用残高、対象要件等を商工課にご確認ください。

2 融資実行

要件が合致していることを確認したうえで融資を実行してください。

保証協会保証を付与しなくても利用可能です。

保証制度はどの制度でも利用可能ですが、基本的には創業等関連保証や県の起業家支援保証を 利用してください。

3 保証料補助申請

以下の書類を商工課まで、融資実行後速やかに提出して下さい。

- (1) 須賀川市中小企業振興資金融資申込書(写)
- (2) 須賀川市融資制度信用保証料補助金交付申請書兼実績報告書(第1号様式)
- (3) 補助金等交付請求書
- (4) 須賀川市税の納税証明書(写)
- (5) 信用保証書(写)

保証制度が創業等関連保証、県起業家支援保証等、創業者を支援する保証制度ではない場合 創業日が確認できる書類を添付してください

個人事業主→開業届の写し

法人→履歴事項全部証明書の写し

|4| 保証料補助申請を行わない場合

利子補給を行うのに融資確認が必要となるので、以下の書類を**月例報告時に提出して下さい**。 上記 3 保証料補助申請時提出書類の(1)、(4) と創業日が確認できる書類

5 利子補給

 $12\sim 1$ 月頃に申請を受け付けます。担当事業者からの申請書類取りまとめをお願いします。 詳細は「須賀川市利子補給制度」資料(市融資制度の概要 P3)。